

〔法務省認証〕

# マンションADRのご案内

～ マンション紛争解決センターによる「マンションADR」のご案内をいたします～

## I ADR ( Alternative Dispute Resolution : 裁判外紛争解決制度)とは

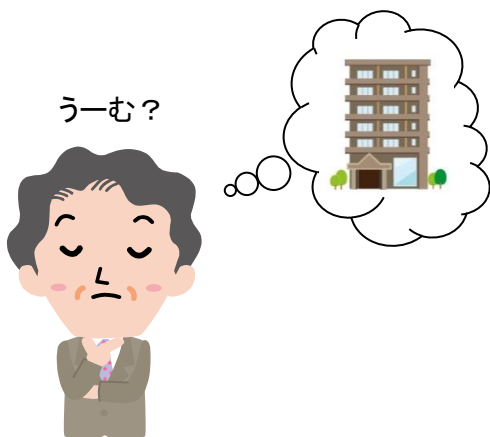
ADR

## II マンションADRについて

		ADR
		ADR
		ADR
	+	

ADR

ADR



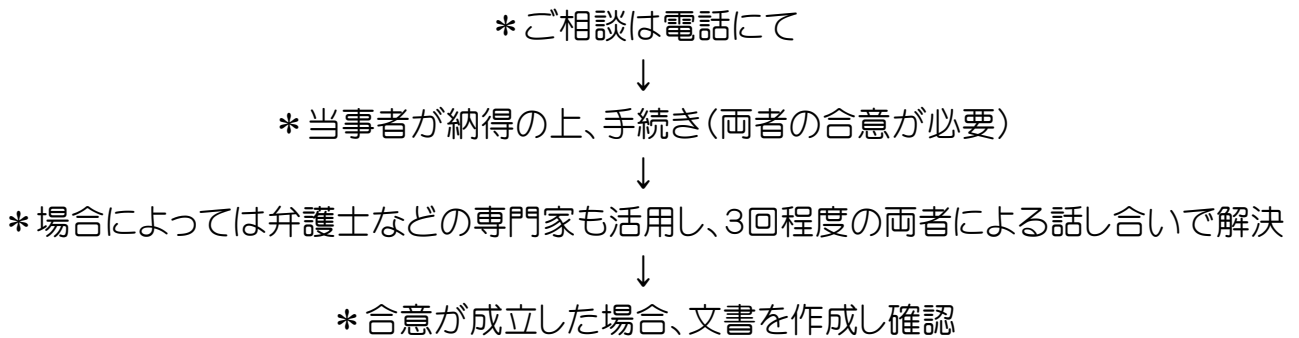
## III マンションに関するトラブルの例

## IV 本制度のメリット

- ① 当事者の話し合いとその合意で納得できる問題解決を図り、場合によっては弁護士等専門家のサポートも受けることができます。
- ② 手続きが簡単です。
- ③ 裁判と比較し、安価です。(手数料参照)
- ④ 非公開で行なわれる為、プライバシーや秘密などにもきちんと守られます。



## V マンションADRの手続きの流れ



## VI マンションADRの手数料

ADRの概算費用(平成30年8月現在)		
	申込者	応諾者
申込金	30,000円	———
※応諾予定者がADRに応じない場合及び応諾予定者の応諾前に申込者がADR開始前に申込を取り下げた場合は、申込金の半額から振込手数料を差し引いた金額が返金されます。		
マンションADR(1回毎)	5,000円	5,000円
合意成立費用	10,000円	
その他費用		
センター以外の場所で実施する場合の費用として		
交通費	実 費	
宿泊費用(1名)	15,000円	

書類閲覧・コピー	
閲覧	500円
コピー(カラー)	50円/1枚
コピー(モノクロ)	20円/1枚
※当センターへ振込みの場合の振込手数料及び当センターから振り込む場合の振込手数料は、申込者又は応諾者のご負担です。 ※上記の金額には消費税は含まれておりませんので請求の際は、消費税を含め請求させていただきます。 ※費用の詳細は申込時又は応諾時の重要事項の説明の際にご確認ください。	

## VII マンションADRの連絡先



〒112-0003 東京都文京区春日2-13-1 芳文堂ビル4階

(一社)日本マンション管理士会連合会

マンション紛争解決センター (法務省認証第157号)

平日10:00~12:00 13:00~16:30

TEL. 03-5801-0843

info@nikkanren.org FAX:03-5801-0844

※「マンション紛争解決センター」、「マンションADR」は、(一社)日本マンション管理士会連合会の登録商標です。